

梅ヶ枝中央会計

事業承継全般

Q 現在、個人所有の土地、法人所有の土地がある上での事業承継の対策は？

A 承継すべき資産を特定した上で、対策を検討する必要があります。

会社	資産・負債		承継せず精算	親族内承継		役員・従業員承継	外部承継(M&A)
	事業用資産	事業用負債		長期的にIPO	IPOは検討せず		
会社	事業用資産	事業用負債	CASH化※1 相続時まで不動産保有※2	510 事業承継における議決権の集中等		CASH化※1 相続時まで不動産保有※2	CASH化※1 相続時まで不動産保有※2
	事業用不動産	銀行借入		511 少数株主からの買取り			
	非事業用資産	役員借入		520 事業承継のタイミング			
	非事業用不動産	自己資本		521 株価引下げ			
経営者	事業用不動産	銀行借入	CASH化※1 相続時まで不動産保有※2	522 保険・オペレーティングリースの活用		540~株式売却の論点	CASH化※1 相続時まで不動産保有※2
	非事業用不動産			523 中小企業投資育成の活用			
	会社貸付			524 従業員持株会の活用			
				525 資産(株式)管理会社の活用			
後継者・非後継者への承継資産の区分・不要資産(外部売却向け資産)の区分				526 資産(不動産)管理会社の活用			
遺留分対策等...No510~				527 事業承継税制の活用			
税務対策等...No520~				528 役員借入と事業承継			
土地対策等...小規模宅地等の特例・広大地評価の個別論点については、「事業承継における広大地・小規模宅地等の特例の活用~平成27年1月から80%減額の適用が最大400㎡から最大730㎡に拡大~」を参照(No580~)。				529 個人所有・会社所有の土地の対策(全般)			
				小規模宅地等の特例・広大地評価の活用			
非後継者				512 贈与税の暦年基準を活用した生命保険(代償分割)遺産の利用			
				526 資産(不動産)管理会社の活用			
				529 個人所有・会社所有の土地の対策(全般)			
				小規模宅地等の特例・広大地評価の活用			
外部			CASH化※1 相続時まで不動産保有※2	CASH化※1 相続時まで不動産保有※2	CASH化※1 相続時まで不動産保有※2	CASH化※1 相続時まで不動産保有※2	CASH化※1 相続時まで不動産保有※2

※1 外部売却(譲渡)のタイミングについては、以下のポイントがあります。
 ①個人所有の事業用資産の買換え...含み益がある場合、「事業」とよぶほどではない程度でも、相当の対価を得て継続的に貸付け等がされていれば、一定の税金の繰延可能。従って、非後継者への賃貸事業の集約の検討も可能。
 ②個人所有の含み損のある資産...ゴルフ会員権等の譲渡所得は総合課税で損益通算が可能。ただし、土地等・建物等の譲渡所得や、非上場株式等の譲渡所得は分離課税で、原則、各所得内での損益通算となり、損失の繰越は不可(措通31・32共-2)。従って、含み益との相殺のタイミングを要検討。
 ③法人所有の含み損のある資産...課税所得への相殺タイミングを検討し、個人への配当所得・給与所得の影響を要検討。
 ※2 不動産を資産管理会社へ譲渡...相続税のうち土地に相当する部分の額を土地の取得費に加算することにより、譲渡所得を軽減することが可能。

梅ヶ枝中央会計

【承継すべき資産(含む負債)の洗い出し】

まず、承継方式の検討を進めると並行して、現状の事業用・非事業用資産の洗い出しを行い、後継者と非後継者への承継を検討する必要があります。会社に帰属する資産・負債と経営者に帰属する資産・負債とが明確に区分されていない場合、特に銀行借入との関係を含め、整理する必要があります。

【遺産分割時の「争族」の回避】

現経営者が後継者に体して安定的に事業を承継させる場合には、事業継続に必要な不可欠な株式等や事業用資産等を特定し、後継者に集中させて円滑な意思決定ができるようにすることが重要です。

そのために生前において株式等を後継者に贈与したり、あるいは遺言書を作成して株式等を後継者に遺贈したりするケースが多くあります。いざ相続が開始した場合には、他の相続人から遺留分の減殺請求がなければ問題にはならず、また、現経営者に株式等や事業用資産等以外の相続財産があったり、後継者に価格弁償できる資金があればよいのですが、そうでないケースが多いのが現状です。

生前贈与・譲渡・遺言による遺贈が困難(相続人間の「争族」が不可避)な場合、一般的には、以下の対策手法があります。

- (1) 贈与税の暦年基準を活用した生命保険(代償分割)の活用
- (2) 遺留分の事前放棄の手続の活用
- (3) 民法の特例による除外合意・固定合意の活用

●生前贈与の留意点

上記(2)の遺留分の事前放棄の手続は、先代経営者が、生前において後継者に贈与した株式等、事業用資産等は、「特別受益」として「期間に関係なく」遺留分算定基礎財産に加えられ遺留分減殺請求の対象となります。また、遺留分算定基礎財産に算入すべき財産の価額は、過去に贈与された株式等であっても「先代経営者の死亡時の価額」となります。

このような問題点を解決する観点より、遺留分の減殺請求の対象から除外したり、減殺請求の対象となる資産の価額を固定することにより、極力財産の分散を防ぐため、上記(3)の遺留分の民法の特例が平成21年に創設されました。

【議決権の留意事項】

(1) 株式の集中

可能な限り、全株式を後継者に移転するプランニングが望まれますが、株式が分散している場合でも、最低でも特別決議の拒否権である1/3超、可能であれば、普通決議(役員を選任・取締役の解任権)の1/2超の移転可能性を検討する必要があります。

可能な限り承継者以外の株式を現経営者が合意の上、取得する必要がありますが、それが困難な場合には強制的に現経営者に株式を集中するために、全株式取得条項付種類株式による100%の現経営者による取得を行う手法もあります。

(2) 議決権の集中

株式を集中する対策を検討した上で、後継者が議決権の行使の実効性をより高めるために、更に「議決権」を後継者に集中する対策が考えられます。

具体的には、議決権制限付種類株式により、非後継者の議決権を制限する代わりに優先配当の権利を与えることによる調整の他、従業員持株会・中小企業投資育成による安定株主の確保の検討が望まれます。

●従業員持株会等による株価引下げ対策

議決権を集中する手段として、従業員持株会等を活用するケースがありますが、配当還元方式等による増資により、一般に低い株価での増資となるため、結果、1株当たり純資産が希薄化し、相続税の節税となるケースがあります。

●会社法改正による事業承継対策

「会社法の一部を改正する法律案」(以下、改正法)が、本年の通常国会で成立する見込みです。改正法の施行日は公布日から1年6カ月以内とされており、来年上半年に施行されることが見込まれます。

特別支配株主(株式会社の総株主の議決権の10分の9以上を直接または間接に保有する株主)による株式売渡請求制度が新設されました(会社法179条1項)。

これにより、取締役会による決議等での迅速な対応が可能となり(会社法179条の3、1項、3項)、事業承継での活用が期待されます。

【親族内承継の場合の相続対策(株価対策含む)】

1 承継対象財産等を特定した後の相続対策

後継者・非承継者に対する相続財産が明確になり、株式の集中・議決権の集中を行うのと併せて重要となるのが、全相続財産の圧縮による贈与税・相続税の節税対策となります。

すなわち、後継者に対しては、承継対象会社の株式の評価を如何に下げた上で、承継を行うかが重要となり、非後継者に対しては、非事業用資産の不動産等の評価額を如何に下げた上で、承継を行うかが重要となります。

この事業用資産・非事業用資産の検討と併せて、売却すべき非事業用資産の検討が重要となります。例えば含み損のある資産を売却した場合、個人・法人での所得との相殺のタイミングの検討、法人で現金化した後の個人への支払方法の検討等が挙げられます。

【株価対策のスケジューリング】

短期的・中期的な株価対策としては、下記のとおり生命保険を活用すること等が一般的ですが、承継対象会社に成長が見込まれる事業がある場合は、長期的に株価が上昇し多額の相続財産が発生することとなります。このような場合は、株価が上昇する前に後述する株式を保有する資産管理会社を設立した後、一定の期間が経過した後に承継する方策の検討が望まれます。

また、個人所有の事業に必要な土地を承継対象会社や資産管理会社へ譲渡する場合は税務対策上、最低でも3年の期間を要する場合があります。

従って、後継者の育成の観点と並行し、税務上のメリットを享受するためには、長期的なスケジューリングが必要となります。

●短期的な対策】

・贈与税の暦年基準を適用した生命保険の活用

●中期的な対策

・対象会社の株価引下げ対策

・相続時精算課税制度の適用

・贈与税・相続税の納税猶予・免除の特例制度

●長期的な(3年～5年以上)対策

・資産管理会社の設立・後継者への贈与・売却

・保有資産の見直しによる小規模宅地等の特例の適用

・信託・財団の活用